

振替納税制度のご利用を

納税は、安全便利な振替で……所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税は、安全便利な振替納税のご利用をお勧めします。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができるので、手数が少なく済みます。また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税制度をご利用になる場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。なお、振替日は次のとおりとなっております。

- ・所得税……………平成22年4月22日(木)
- ・消費税及び地方消費税……………平成22年4月27日(火)

「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

自宅で、いつでも申告書が作成できます……国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」（サービス提供開始は1月初旬となっております）では、画面の案内に従って必要項目を入力することにより、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税等の申告書が簡単に作成できます。

インターネットを利用して、直接電子申告するか、またはA4サイズの普通紙に出力し、郵送等で税務署に提出いただけます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎0884-22-0414まで（〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4-4）

国民健康保険税の特別徴収を口座振替へ変更できます

特別徴収（年金からの天引き）から口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、役場税務保険課または由岐支所住民室に申し出をしてください。（申し出については随時受付をしていますが、特別徴収の中止処理には時間を要するため、申し出の時期により中止できる年金支払い月が異なります）

平成22年4月から特別徴収を中止して7月からの口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、2月3日(水)までに申し出をしてください。

平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に65歳になられた（なられる）世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、下記の条件をどちらも満たす場合は、平成22年度から新たに特別徴収の対象者になります！

下記の条件をどちらも満たす世帯主の方で、平成21年4月2日から10月1日までに65歳になられた方および美波町に転入された方は、原則、平成22年4月から特別徴収が始まります。また、それ以降に65歳になられた（なられる）方および転入された方は、平成22年6月以降から順次特別徴収が始まります。

※4～8月の特別徴収の金額は平成21年度の年税額から計算した金額になります。

＜特別徴収の対象となる条件＞

- ①世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方（ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます）
 - ②年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく1つの年金で18万円以上であること）。
- ※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を越える場合は対象となりません。

平成22年度中に新たに特別徴収の対象者になる予定で、口座振替を希望する方は事前に申し出をお願いします。

平成22年4月から特別徴収を中止する場合は、2月3日(水)までに申し出をしてください。6月以降に対象者となる方も、お早めに申し出をお願いします。（申し出の時期により中止できる年金支払い月が異なります）